

議第80号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 5月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人劇研の項を次のように改める。

特 定 非 営 利 活 動 法 人 劇 研	京都市左京区下鴨塚本町1番地
特定非営利活動法人フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地の 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める
必要があるので提案する。